

道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書

道路は、地域の経済と社会活動を支え、住民生活の利便性・安全性の向上に大きく寄与する重要な施設である。

本市においては、幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の安全対策など、安心・安全なまちづくりのため、更なる道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁や道路舗装などの道路施設は老朽化が進んでおり、その維持管理の費用も年々増大している状況である。

現在、道路事業の財源については「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率が50%から55%等に嵩上げされているところであるが、この嵩上げ規定は平成二十九年度までの時限措置となっている。

道路整備に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等が低下することは、迅速かつ着実な道路整備、ひいては、地方創生の推進に大きな足かせとなり、地域の活力の低下を招きかねない。

よって、国におかれては、本市が必要とする道路整備を着実に推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方が真に必要とする道路整備を推進するために必要な予算を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充すること。
2. 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年9月26日

半田市議会

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣